

特 許 庁

20050330 特許 007
20050927 特許 003
20130625 特許 2
20151216 特許 1
20190221 特許 1
20220328 特許 6
20230905 特許 7

特許庁個人情報保護管理規程を次のように制定する。

平成17年 4月 1日

特許庁長官 小川 洋

特許庁個人情報保護管理規程

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この規程は、特許庁の保有する個人情報等について、その安全管理のために必要かつ適切な事項を定めることにより、特許庁の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 特許庁の保有する個人情報等の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、その関係法令等及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記

録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項（２）において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（２） 個人識別符号が含まれるもの

２ この規程において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）第１条に規定するものをいう。

（１） 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

（２） 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

３ この規程において「個人番号」とは、番号法第７条第１項又は第２項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第１３号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

４ この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報又は個人番号によって識別される特定の個人をいう。

５ この規程において「仮名加工情報」とは、次の（１）又は（２）に掲げる個人情報の区分に応じて当該（１）又は（２）に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

（１） 第１項（１）に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（２） 第１項（２）に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

６ この規程において「匿名加工情報」とは、次の（１）又は（２）に掲げる個人情報の区分に応じて当該（１）又は（２）に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

（１） 第１項（１）に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の

記述等に置き換えることを含む。)

- (2) 第1項(2)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

7 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

8 この規程において「保有個人情報」とは、特許庁の職員(非常勤職員、臨時職員、調査員、行政事務研修員及び派遣労働者(特許庁と派遣労働契約を締結している者に限る。))等であつて特許庁の指揮命令に服している者を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報、個人番号又は特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、特許庁が保有しているもの(特許庁行政文書管理規則(20110317 特許1)第3条(1)に規定する行政文書に記録されているものに限る。)をいう。

9 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報(個人番号を含むものを除く。以下この項及び第11項において同じ。)を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) (1)に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

10 この規程において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

11 この規程において「行政機関等匿名加工情報」とは、次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。

(1) 個人情報保護法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の開示の請求(行政機関情報公開法第3条の規定による開示の請求をいう。)があつたとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会

を与えること。

- (3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、個人情報保護法第114条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 12 この規程において「個人情報等」とは、個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報をいう。
- 13 この規程において「保有個人情報等」とは、保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報をいう。
- 14 この規程において「行政機関等匿名加工情報等」とは、行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述及び個人識別符号（以下「削除情報」という。）並びに個人情報保護法第114条第1項の規定により行った保有個人情報の加工の方法に関する情報をいう。
- 15 この規程において「課等」とは、経済産業省組織令に定める特許庁の内部部局に置かれる課及び情報技術統括室、登録室、国際出願室、審査推進室並びに特許庁職制規程(20010106特許 001) 第11条及び第12条の規定に基づき課に準ずる組織として置かれる室並びにこれらに準ずるものとして総括個人情報保護管理者が定めるものをいう。
- 16 この規程において審査業務部の商標審査部門は商標課に、審査第一部、審査第二部、審査第三部及び審査第四部の審査部門は調整課に、審査第一部の意匠審査部門は意匠課に、審判部の各部門は審判課にそれぞれ属するものとみなす。
- 17 この規程において「システム管理課」とは、情報技術統括室をいう。

(職員の責務)

- 第4条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、副総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び副個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。
- 2 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。以下同じ。）に対し個人番号の提供を求め、又は他人の特定個人情報を収集し若しくは保管してはならない。
- 3 職員は、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、又は偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第2節 保有個人情報等の管理体制等

(総括個人情報保護管理者等)

- 第5条 特許庁に、総括個人情報保護管理者1人を置き、総務部長をもって充てる。
- 2 特許庁に、副総括個人情報保護管理者1人を置き、秘書課長をもって充てる。
- 3 各課等に、個人情報保護管理者1人を置き、各課等の長をもって充てる。
- 4 個人情報保護管理者は、あらかじめ、その所属する課等に属する職員のうちから、副個人情報保護管理者を指名することができる。

5 特許庁に、個人情報保護監査責任者 1 人を置き、総務部長をもって充てる。

(総括個人情報保護管理者等の任務)

第 6 条 総括個人情報保護管理者は、特許庁における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

2 副総括個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の命を受けて、総括個人情報保護管理者を補佐する。

3 個人情報保護管理者は、各課等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。個人情報保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムのシステム管理課の長と連携してその任に当たる。

4 副個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者の命を受けて、個人情報保護管理者を補佐する。

5 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための連絡及び調整)

第 7 条 総括個人情報保護管理者は、特許庁の保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定のためその他必要があると認めるときは、課室庁会議(特許庁会議規程(20010106 特許 012) 第 8 条に規定する課室長会議をいう。)等において、関連部署との連絡及び調整を行う。

(教育研修)

第 8 条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報、個人番号、特定個人情報の保護及び行政機関等匿名加工情報等の適切な管理に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者又は副個人情報保護管理者に対し、各課等の現場における保有個人情報等の適切な管理を確保するために必要な教育研修を行う。

4 個人情報保護管理者は、その所属する課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第 2 章 個人情報等の管理

第 1 節 個人情報等の取得、利用等

(個人情報の保有の制限等)

第 9 条 課等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 課等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報
を保有してはならない。
- 3 課等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合
理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第10条 課等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情
報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を
明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他
の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人
通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人
情報保護法別表第1に掲げる法人をいう。第44条において同じ。）、地方公共団
体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2
条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が行う事務又は事業の適正な遂行に
支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限)

第11条 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第69条第1項又は第2項の規定により、
保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供しようとする場合は、
原則として、あらかじめ、副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第71条第1項の規定により、保有個人情報を
外国にある第三者に利用目的以外の目的のために提供しようとする場合は、原則として、
あらかじめ、副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第107条第2項の規定により、行政機関等匿
名加工情報を法令に基づく場合等に提供しようとする場合は、原則として、あらかじめ、
副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。
- 4 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第107条第3項の規定により、削除情報（保
有個人情報に該当するものに限る。）を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供
しようとする場合は、原則として、あらかじめ、副総括個人情報保護管理者に通知しな
ければならない。

(保有個人情報を提供する場合の措置)

第12条 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第69条第1項又は第2項第2号から第
4号までの規定により保有個人情報を提供しようとする場合は、当該保有個人情報の提供
を受ける者に対し、原則として、その利用しようとする保有個人情報に関する次に掲げる

事項について、書面で確認するものとする。

(1) 記録範囲及び記録項目

(2) 利用の目的

(3) 利用の形態

(4) その他必要と認める事項

2 個人情報保護管理者は、前項の場合において必要があると認めるときは、同項の規定により確認した利用の形態等について実地の調査等を行い、又は改善を要求する等必要な措置を講ずるものとする。

3 保有個人情報を提供する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(行政機関等匿名加工情報等の提供)

第13条 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第113条（個人情報保護法第116条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第110条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括個人情報保護管理者及び副総括個人情報保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第118条に基づき、前項の契約を解除しようとするとき及び解除したときは、直ちに総括個人情報保護管理者及び副総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。

3 副総括個人情報保護管理者は、前2項の報告を受けたときは、直ちに個人情報保護委員会に報告するものとする。

(業務を外部に委託をする場合の措置)

第14条 個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託（請負契約のための発注を含む。以下この条において同じ。）をする者は、個人情報等の適切な管理を行う能力を有すると認める者と契約しなければならない。

2 委託に関する契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下、同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報等の安全管理に関する事項

(5) 個人情報等の漏えい等の事態の発生時における対応に関する事項

(6) 個人情報等の管理の状況についての調査に関する事項

- (7) 委託終了時における個人情報等の消去及び記録された媒体の返却に関する事項
- (8) 違反した場合における契約解除の措置、損害賠償責任その他必要な事項
- (9) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

- 3 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託をする者は、契約を締結した後、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。
- 4 第16条第1項の規定により個人情報保護管理者が管理A又は管理Bとして管理する保有個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を外部に委託をする者は、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上確認しなければならない。この場合において、特段の必要があると認めるときは、実地検査により確認するものとする。
- 5 委託先が保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に再委託をする場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、第2項の契約書には、再委託先に係る同項（1）から（9）までに掲げる事項を記載するとともに、再委託をする業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に規定する確認を実施しなければならない。
- 6 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託をする場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託をする業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、氏名の番号への置換えその他の匿名化措置を講ずるものとする。

（派遣労働者の派遣を受ける場合の措置）

第15条 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務を派遣労働者に行わせる者は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第2節 個人情報等を保有する課等において行う安全確保の措置

（保有個人情報等の管理区分）

第16条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために、個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる管理区分に管理するものとする。

秘匿性を有し、漏えいした場合、重大な支障が生じるおそれがあるため、 嚴重に管理することが適当と判断される保有個人情報等	管理A
管理Aに区分されるもの以外の保有個人情報等であって、本人の数が千	管理B

人以上のもの及びこれに準ずる管理が適当と判断されるもの	
管理A又は管理Bに区分されるもの以外の保有個人情報等	管理C

2 個人情報保護管理者は、保有個人情報等について、前項の管理区分に応じて、特許庁個人情報保護管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）で定める保有個人情報等の取扱方法に準拠し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 保有個人情報等のアクセス制限に関する事。
- (2) 保有個人情報等の暗号化に関する事。
- (3) 保有個人情報等の複製等の制限に関する事。
- (4) 保有個人情報等が記録された媒体の保管等に関する事。
- (5) 保有個人情報等の廃棄等に関する事。
- (6) 保有個人情報等のバックアップに関する事。
- (7) 保有個人情報等の誤送付等の防止に関する事。
- (8) 保有個人情報等が外国において取り扱われる場合の外的環境の把握に関する事。

3 個人情報保護管理者は、前項の規定により定めた保有個人情報等の取扱方法について、必要があると認めるときは、その見直し等を行うものとする。

(アクセス制限)

第17条 個人情報等を保有する課等の職員（以下この節において「課員」という。）は、前条第2項の規定により個人情報保護管理者が定めた方法に従い、保有個人情報等のアクセス制限を行わなければならない。

- 2 課員は、アクセス権限を有しない保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 課員は、アクセス権限を有する保有個人情報等であっても、業務上の目的以外の目的でこれにアクセスしてはならない。

(暗号化)

第18条 課員は、次に掲げる行為については、第16条第2項の規定により個人情報保護管理者が定めた方法に従い、保有個人情報等（情報システムに係るものに限る。）の暗号化を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の共有ドライブ（当該保有個人情報等に係るアクセス権限を有する課員のみがアクセスすることが可能な共有ドライブを除く。）への保存
- (2) 保有個人情報等の外部電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する媒体であつて、電子計算機や通信回線装置に内蔵されるもの（内蔵電磁的記録媒体）以外の電磁的記録媒体をいう。）等への記録
- (3) 保有個人情報等が記録されている外部電磁的記録媒体等の外部への持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(複製等の制限)

第19条 課員は、次に掲げる行為については、第16条第2項の規定により個人情報保護管理者が定めた方法によりこれを行わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等（情報システムに係るものに限る。）の外部電磁的記録媒体等への記録
- (4) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (5) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の保管等)

第20条 課員は、第16条第2項の規定により個人情報保護管理者が定めた方法に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を保管しなければならない。

2 課員は、保有個人情報等が記録された電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用その他の必要な措置を講じなければならない。

3 課員は、保有個人情報等が外国において取り扱われる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な管理のための措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第21条 課員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバ内に内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、第16条第2項の規定により個人情報保護管理者が定めた方法に従い、当該保有個人情報等の確実な消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(バックアップ)

第22条 課員は、第16条第2項の規定により個人情報保護管理者が定めた方法により、保有個人情報等（情報システムに係るものに限る。第25条及び第26条において同じ。）のバックアップを行わなければならない。

(誤り等の訂正等)

第23条 課員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、当該誤り等が明らかに軽微であると認められる場合を除き、個人情報保護管理者の指示に従い、当該誤り等の訂正等を行わなければならない。

(第三者の閲覧防止)

第24条 課員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第25条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則が定めるものが生じた又はそのおそれがあると認めるときは、必要に応じて当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視やアクセス状況を定期的に分析する等の措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第26条 保有個人情報等に係る情報システムの設計書及び構成図等の文書を保有している課等の長は、当該文書について外部に知られることがないように、その保管、複製等及び廃棄について必要な措置を講じなければならない。

第3節 システム管理課において行う安全確保の措置

(アクセス制御の措置)

第27条 システム管理課の長は、保有個人情報等に係る情報システムについて、第16条第1項の管理区分に応じてマニュアルで定める保有個人情報等の取扱方法に従い、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定するなど、アクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録の措置)

第28条 システム管理課の長は、個人情報保護管理者から申請があった場合には、保有個人情報等への不適切なアクセスの監視、アクセス状況の記録、その記録の一定期間の保存、及び分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 システム管理課の長は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(暗号化の措置)

第29条 システム管理課の長は、保有個人情報等に係る情報システムについて、第16条第1項の管理区分に応じてマニュアルで定める保有個人情報等の取扱方法に従い、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

(バックアップの措置)

第30条 システム管理課の長は、保有個人情報等について、第16条第1項の管理区分に応じてマニュアルで定める保有個人情報等の取扱い方法に従い、バックアップを行うための必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第31条 システム管理課の長は、保有個人情報等に係る情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の措置等)

第32条 システム管理課の長は、保有個人情報等に係る情報システムについて、管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

2 システム管理課の長は、不正プログラムによる保有個人情報等（情報システムに係るものに限る。）の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

(管理区域の立入り等)

第33条 システム管理課の長は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する区域（以下この条及び次条において「管理区域」という。）に立ち入ることのできる権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、立入りの記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。

2 システム管理課の長は、必要があると認めるときは、管理区域の出入口の特定化及び所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

3 システム管理課の長は、管理区域の立入りの管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定するとともに、認証カード等の取扱いに関する定め整備及びその定期又は随時の見直し等の措置を講じなければならない。

(管理区域に関する措置)

第34条 システム管理課の長は、外部からの不正な侵入に備え、管理区域に施錠装置、警報装置及び監視設備を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 システム管理課の長は、災害等に備え、管理区域に、耐震、防火等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル等の保有等に関する通知等

(個人情報ファイル等の保有等に関する通知)

第35条 個人情報ファイル（個人情報保護法第74条第2項第1号から第11号までに掲げるものを除く。）を保有しようとする個人情報保護管理者は、あらかじめ、マニュアルで定める事項を副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。通知した事項を変更

しようとするときも、同様とする。

- 2 個人情報保護管理者は、管理A及び管理Bに区分される保有個人情報（個人情報保護法第74条第2項第1号から第9号まで及び第11号に掲げるもの並びに前項の規定により通知を行ったものを除く。）を保有したときは、遅滞なく、マニュアルで定める事項を副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。通知した事項を変更したときも、同様とする。
- 3 個人番号、特定個人情報又は特定個人情報ファイルを保有しようとする個人情報保護管理者は、あらかじめ、マニュアルで定める事項を副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

（行政機関等匿名加工情報等の保有等に関する通知）

第36条 行政機関等匿名加工情報等を作成した個人情報保護管理者は、マニュアルで定める事項を副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

（個人情報ファイル簿の整備）

- 第37条 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護法第75条、第108条及び第115条の規定に従い、特許庁の個人情報ファイル簿を整備しなければならない。
- 2 総括個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿の整備に当たっては、秘密保全の必要について十分留意するものとする。
 - 3 個人情報ファイル簿は、整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（保有個人情報等の取扱いの状況の記録）

第38条 副総括個人情報保護管理者は、第35条及び第36条の規定により通知を受けた保有個人情報等について、台帳を整備し、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いについて記録しなければならない。

第4章 事故の報告及び再発防止措置

（事故の報告）

- 第39条 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則が定めるものが生じた又はそのおそれがあることを知った職員は、直ちに、当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者にその旨を報告しなければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により職員から報告を受けたときは、速やかに、副総括個人情報保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる事態については、被害の拡大防止のために必要な措置を直ちに講じなければならない。

- 3 個人情報保護管理者は、前項の措置を講じた後速やかに、当該事態が発生した経緯、被害状況等を調査し、その調査結果を総括個人情報保護管理者及び副総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。ただし、軽易な事態としてマニュアルで定めるものについては、総括個人情報保護管理者への報告は要しない。
- 4 個人情報保護管理者は、前項の規定により報告した後、当該事態の内容や影響等に応じて、当該事態が生じた旨並びに当該事態の内容、経緯及び被害状況を公表するとともに、本人に対し、当該内容を通知しなければならない。
- 5 副総括個人情報保護管理者は、第3項の報告を受けたときは、速やかに当該事態が生じた旨並びに当該事態の内容、経緯及び被害状況を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 6 副総括個人情報保護管理者は、保有個人情報のうち特定個人情報について、漏えい事態その他の番号法違反の事態又は番号法違反のおそれのある事態が発覚した場合は、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（特定個人情報保護委員会）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（個人情報保護委員会）のうち「(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等（行政機関等・地方公共団体等編）」に従って、個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 7 副総括個人情報保護管理者は、第3項の報告を受けた場合及び第4項の措置が講じられた場合において、当該事態が行政機関等匿名加工情報等に係るものであったときは、直ちに個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(再発防止措置)

- 第40条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則が定めるものが生じた場合には、前条第3項の調査結果に基づき、当該事態の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、事態の内容、影響等に応じて、前項の規定により講じた措置を公表しなければならない。
 - 3 副総括個人情報保護管理者は、第1項の措置が講じられた場合において、当該事態が行政機関等匿名加工情報等に係るものであったときは、直ちに個人情報保護委員会に報告するものとする。

第5章 点検及び監査

(点検)

- 第41条 個人情報保護管理者は、各課等における保有個人情報等の管理及び利用の状況について、毎年及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を副総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 副総括個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、前項の点検の結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(監査)

- 第42条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理について検証するため、この規程で規定する措置の状況を含む保有個人情報等の管理及び利用の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護監査責任者は、副総括個人情報保護管理者をもって、前項の監査に必要な事務を行わせることができる。
- 3 副総括個人情報保護管理者は、前項の規定により監査を行った場合には、その結果を個人情報保護監査責任者に報告する。

(評価及び見直し)

- 第43条 副総括個人情報保護管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等を行うものとする。
- 2 副総括個人情報保護管理者は、前項の見直し等の結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

第6章 独立行政法人等に対する指導及び助言

(独立行政法人等に対する指導及び助言)

- 第44条 独立行政法人等を所管する課等の個人情報保護管理者は、当該独立行政法人等に対し、その業務運営における自主性に配慮しつつ、当該独立行政法人等の保有する個人情報等の保護に関して必要な指導及び助言を行うものとする。

第7章 補則

(個人番号等の管理等)

- 第45条 保有個人情報のうち、特許庁が行う番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務における個人番号又は特定個人情報に係る第2章の措置等については、次条の規定に基づき副総括個人情報保護管理者が別に定めるものとする。

(細則等の策定)

- 第46条 総括個人情報保護管理者又は副総括個人情報保護管理者は、この規程の実施に必要な細則等を定めることができる。

附 則 (20050330 特許 007)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (20050927 特許 003)

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
附 則(20130625 特許2)
- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
附 則(20151216 特許1)
- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。
附 則(20190221 特許1)
- 1 この規程は、平成31年2月27日から施行する。
附 則(20220328 特許6)
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
附 則(20230905 特許7)
- 1 この規程は、令和5年9月11日から施行する。